

農地保有合理化促進事業（拡充）

【平成19年度概算決定額：2,823,952（11,540,117）千円】

対策のポイント

農地の仲介機能を有する農地保有合理化法人の事業推進体制を強化するとともに、規模拡大に伴う資本装備の負担を軽減することにより、担い手への農地集積の加速化を進めます。

（農地保有合理化事業とは）

- ・ 農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、担い手に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、担い手への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

- ・ 農地保有合理化事業による利用集積面積は、認定農業者に集積した面積の約3分の1を占め、売買により0.7万ha、貸借により1.1万ha、計1.8万ha（平成16年度）となっています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

1．事業推進体制の強化

農地保有合理化法人が、担い手の農地集積のニーズを確実に把握するため、相談窓口を設置するとともに、集落段階で活動するJAや普及センターのOB等である現地調整員を配置し、地域の視点に立って担い手のニーズに応じて農地集積を進めます。

2．農地継承の円滑化

農地保有合理化法人が、当面受け手のいない農地において緑肥作物の栽培等による管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等による維持・管理を行い、良好な状態で農地を担い手に継承します。

3．農業用機械・施設のリース

農地保有合理化事業を活用して農地の買い入れや借り入れをした場合、これに併せて必要となる農業用機械・施設の貸し付けを行います。

【補助率：1/2、定額、6/10、7/10】

【事業実施主体：都道府県、（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成12年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]